

① 9 月 分 増 減 点 連 絡 書

②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		
診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付区分	氏名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数(金額)	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容
2308	2310-12.123.456 000,001	6701**** 2101****	本外		〇〇 〇〇 10000****	60	67 21	-13 -13	D	2	B-V 13 × 1		
						合計	67 21	-13 -13			1,773 1,773		1,760 1,760
							21	-¥13			負担金額(第一公費) ¥1,773		負担金額(第一公費) ¥1,760
	2310-34.456.789 000,010	3902****	後入-		〇〇 〇〇 10000****	60	39	-150	B	1	経皮的動脈血酸素飽和度 30 × 23	1	経皮的動脈血酸素飽和度 30 × 18
						合計	39	-150			75,463		75,313
	2310-56.789.123 000,020	3901**** 2101**** 5101****	後外-		〇〇 〇〇 10000****	60	39 21 51	-50 0 -50	A A	3 3	〈血液〉 HbA1c 50 × 1		
						合計	39 21 51	-50 0 -50			2,981 1,610 1,371		2,931 1,610 1,321
	2310-78.123.456 000,030	*****	本人		〇〇 〇〇 10000****	60	〇〇	0	A	1	〈血液〉 1L-2R AFP CEA CA19-9 SCC抗原 CA125 サイトケラチン19フラグメント ProGRP 420 × 1	1	〈血液〉 AFP CEA CA19-9 SCC抗原 CA125 サイトケラチン19フラグメント ProGRP 420 × 1
							〇〇	-290	A	1	MPO-ANCA 290 × 1		
							〇〇	-210	B	1	〈血液〉		
						60			B	1	抗シトルリン化ペプチド抗体 210 × 1		
						合計	〇〇	-500			51,553		51,053
備考													

「B-V」が1回「D」で減点。

「経皮的動脈血酸素飽和度」が23回から18回へ「B」で減点。

「HbA1c」が1回「A」で減点。

「1L-2R」が「A」で減点されたが、腫瘍マーカー4項目以上(420点)の点数は変わらず。

「MPO-ANCA」が1回「A」で減点。

「抗シトルリン化ペプチド抗体」が1回「B」で減点。

記号凡例

- (増減点箇所)
- 11 初診
 - 12 再診
 - 13 医学管理
 - 14 在宅
 - 21 内服
 - 22 屯服
 - 23 外用
 - 24 調剤
 - 25 処方
 - 26 麻毒
 - 27 調基
 - 28 投薬その他
 - 31 皮下筋肉内
 - 32 静脈内
 - 33 注射その他
 - 39 薬剤料減点
 - 40 処置・薬剤
 - 50 手術・薬剤
 - 54 麻酔・薬剤
 - 60 検査・病理
 - 70 画像診断
 - 80 その他
 - 90 入院基本料
 - 92 特定入院料・その他
 - 97 食事・生活療養
 - 標準負担額
 - 合計(療養の給付 合計)
 - 食事(食事療養 合計)
 - 集計(集計誤り)

- (増減点事由)
1. 診療内容に関するもの
 - A. 適応と認められないもの
 - B. 過剰と認められるもの
 - C. 重複と認められるもの
 - D. 前各号の外不適当(疑義解釈通知等に照らして不適当なものを含む。)又は不必要と認められるもの
 2. 事務上に関するもの
 - F. 固定点数が誤っているもの
 - G. 請求点数の集計が誤っているもの
 - H. 縦計計算があやまっているもの
 - K. その他

- (補正・査定後内容)
- 突合点検
調剤を実施した薬局に係る調剤レセプトとの照合点検により補正・査定された内容
 - 縦覧点検
複数月にわたるレセプトの通覧点検により補正・査定された内容
 - 入外点検
入院と入院外レセプトの通覧点検により補正・査定された内容

診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付区分	氏名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数(金額)	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容		
2310-12.123.456 000.040		01****	本入		〇〇 〇〇 10000****	40	〇〇	-1.662	D	1	テルモ生食 1L 1袋				
									D	1	大塚生食注 250mL 1瓶				
									A	1	イソジン液 10% 20mL				
									A	1	エタノール「ヨシダ」 10mL				
									D	1	注射用フサン50 50mg 2瓶				
									D	1	ブドウ糖注射液 5%20mL 1管				
									D	1	ソル・コーテフ注射用100mg(溶解液付) 2瓶				
									A	1	クロール・トリトメン注10mg 1%1mL 1管				
									D	1	ベミロックヘパリンロック用10単位/mL シリンジ5mL 50単位 4筒	831 × 2			
								合計	〇〇	-1.662			100,000		98,338
								2310-34.456.789 000.010		01****	高入一		〇〇 〇〇 10000****	60	〇〇
	D	2	HDL-Ch 17 × 1												
	〇〇	-17	D	2	Tcho 17 × 1										
	〇〇	-11	D	2	TG 11 × 1										
	〇〇	0	D	2	<血液>	2	<血液>								
			D	2	TP	2	TP								
			D	2	Alb	2	Alb								
			D	2	BIL/総	2	BIL/総								
			D	2	BIL/直	2	BIL/直								
			D	2	AST	2	AST								
			D	2	ALT	2	ALT								
			D	2	LD	2	LD								
			D	2	γ-GT	2	γ-GT								
			D	2	ChE	2	ChE								
			D	2	アルカリホスファターゼ	2	アルカリホスファターゼ								
			D	2	BUN 123 × 1	2	BUN								
			D	2	HDL-Ch	2	HDL-Ch								
			D	2	Tcho	2	Tcho								
			D	2	TG 123 × 1	2	TG								
合計	〇〇	-45			10,000		9,955								
2310-78.123.456 000.030		01****	高入一		〇〇 〇〇 10000****	33	〇〇	-1.636		1	ヘパリンNaロック用10U/mlシリンジ5ml	1	ヘパリンNaロック用10U/mlシリンジ5ml		
											1	タナベ50U 4筒	1	タナベ50U 4筒	
									B	1	点滴静注用バンコマイシン0.5「MEEK」 0.5g 2瓶	1	点滴静注用バンコマイシン0.5「MEEK」 0.5g 2瓶		
									B	1	テルモ生食TK 100ml 1キット	1	テルモ生食TK 100ml 1キット		
										409 × 10		409 × 6			
							+	332							
合計	〇〇	-1,304			20,000		18,696								

「テルモ生食ほか」831点の薬剤がすべて「D」及び「A」で2回分減点。

「HDL-Ch」「Tcho」「TG」について、生化学的検査(I)で1回に採取した血液を用いて本区分1から9までに掲げる検査の算定との判断から、別に算定していたものを項目数の中に移動させた結果、上記3検査の合計45点が減点となり、移動後の検査項目数は14項目となり、10項目以上として123点は変わらず。

点滴静注用バンコマイシン2瓶が「B」にて、10回から6回へ減点。回数減の事由は、上段の下行(テルモ生食の左側)に「B」表示。下段はバンコマイシンを除く薬剤4回分を記載。

表示内容

- ① 「月分」欄
診療(調剤)月分を表示しています。
- ② 「診療年月」欄(薬局の場合:「調剤年月」欄)
①で表示している診療(調剤)月と異なる場合、対象となるレセプトの診療(調剤)年月を表示しています。
- ③ 「受付番号・レセプト番号」欄
 - ・ 1行目は、レセプトの受付処理順序番号(受付番号)を表示しています。
 - ・ 2行目は、医療機関等が請求したレセプトデータに記録されたレセプト単位の順序番号(レセプト番号)を表示しています。また、特別審査委員会対象レセプトは、(特別審査委員会)を表示しています。
- ④ 「保険者番号等」欄
保険者番号及び公費負担者番号を表示しています。
- ⑤ 「区分」欄
本入(本人・入院)や高外一(高齢受給者一般・低所得者・入院外)などのレセプト種別による区分を表示しています。
なお、後期高齢者につきましては「後」と表示しています。
- ⑥ 「給付区分」欄
特記事項等を表示しています。
- ⑦ 「氏名・カルテ番号」欄(薬局の場合は「氏名・調剤録番号」欄)
 - ・ 1行目は、患者氏名を表示しています。
 - ・ 2行目は、医療機関等が請求したレセプトデータに記録されたカルテ番号または調剤録番号を表示しています。
- ⑧ 「箇所」欄(薬局の場合:「No」欄及び「調剤月日」欄)
 - ・ 箇所欄は、増減点が生じた箇所の診療識別コード等を表示します。
増減点箇所等は、増減点連絡書の欄外「記号凡例(増減点箇所)」をご参照ください。
 - ・ No欄及び調剤月日欄は、薬局が請求したレセプトデータに記録されたNo及び調剤月日を表示しています。
- ⑨ 「法別」欄
増減点数欄に対応した法別番号を増減点数(金額)ごとに表示しています。
- ⑩ 「増減点数(金額)」欄
増減は「+」符号を、減点は「-」符号を付して表示し、一部負担金等の金額は、増額は「+¥」符号を、減額は「-¥」符号を付して表示しています。
- ⑪ 「事由」欄
増減点の生じた事由について、事由記号を表示しています。事由内容については、増減点連絡書の欄外「増減点事由」をご参照ください。
- ⑫ 「請求内容」欄
医療機関等が請求した診療(調剤)内容を表示しています。また、診療(調剤)内容の負担区分コードを「請求内容」の左側の「負担」欄に表示しています。
- ⑬ 「補正・査定後内容」欄
点検・審査等による補正・査定後の内容を表示しています。また、補正・査定後内容の負担区分コードを「補正・査定後内容」の左側の「負担」欄に表示しています。